

上里町建設工事請負一般競争入札公告

平成19年度上里公共下水道事業污水管渠築造工事(1工区)について、下記のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第167条の6及び上里町契約規則第2条の規定に基づき公告する。

平成19年5月24日

上里町長 関根孝道

記

1 入札対象工事

(1) 工事名

平成19年度 上里公共下水道事業污水管渠築造工事(1工区)

(2) 工事場所

児玉郡上里町大字神保原町地内

(3) 工事期間

契約の日から平成20年1月18日まで

(4) 設計金額 金86,600,000円(消費税を含まない)

2 工事概要

ア 工事延長	L = 291.5m	
イ 管渠延長	L = 290.3m	
ウ 推進延長	L = 287.82m	管径 400mm (泥水工法)
エ 立抗	1基	
オ マンホール	2基	
カ 補助地盤改良工	1式	
キ 付帯工	1式	

3 入札の日時及び場所

(1) 入札日時 平成19年7月6日(金) 午前10時

(2) 場 所 上里町役場4階大会議室

(3) その他 競争入札の執行にあたっては、町長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

4 入札に参加できる者の形態

(1) 2者による特定建設工事共同企業体(以下「特定企業体」という。)とし、その運営形態及び代表者の選定については、上里町建設工事共同企業体取扱要綱(試行)によるもの

とする。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

(2) 構成員の数 2社

(3) 出資比率 30%以上

5 入札に参加する者に必要な資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次とおりである。

(1) 特定企業体の構成員は、次の要件を満たすこと。

ア 施行令第167条4の第1項の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき、更正手続き開始の申立をした者でないこと、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

ウ 本工事の入札に係る公告の日(以下「公告日」という。)から入札の日までの期間に、営業停止処分を受けていないこと。

エ 本工事の公告日から入札時まで上里町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。及び上里町建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外の措置を受けていないこと。

オ 土木工事業について、入札日から1年7ヶ月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

カ 代表構成員は、埼玉県内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を受けた主たる営業所又は支店・営業所を有する者であること。

平成17・18年度上里町建設工事請負等競争入札参加資格者名簿の土木工事業A級に格付されている者であり、総合数値が1000点以上の者であること。

キ 代表構成員以外の構成員は、平成17・18年度上里町建設工事請負等競争入札参加資格審査の際に、受注希望工事として「土木一式工事」の申請をしていること。

ク 代表構成員以外の構成員は、本庄市・児玉郡(美里町、神川町、上里町)内に建設業法に規定する主たる営業所を有する者で、土木工事業の格付けがA級又はB級であり、かつ、平成17・18年度上里町建設工事請負等競争入札参加資格者名簿の土木工事業の総合数値が720点以上1000点未満の者であること。

(2) 施工実績

ア 代表構成員は、過去10年間(平成9年度から平成18年度)に、公共工事(国又は地方公共団体並びに公団の請負契約)で、当初契約8千万以上(内径400mm以上の管渠推進工事を含む。)を施工し、完成させた実績を有すること。特定企業体による施工実績の場合は、その出資比率に相当する額が8千万円以上であるものとする。

イ 代表構成員以外の構成員は、過去10年間(平成9年度から平成18年度)に、埼玉県内において、公共工事(国又は地方公共団体並びに公団の請負契約)により、契約金

額1千万円以上の土木工事を完成させた実績を有すること。ただし、特定企業体による施工実績の場合は、その出資比率に相当する額が1千万円以上であるものとする。

ウ ア、の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し、工事完成結果通知書の写しを提出すること。(推進工事があったことを証明する設計内訳書のコピー等含む)

エ イ、の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し、工事完成結果通知書の写しを提出する。

(3) 配置予定技術者

ア 代表構成員、又は構成員は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を、監理技術者として本工事に専任で配置できること。

イ 配置予定の技術者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期限日の3ヶ月以前から恒常的な雇用関係にあること。

ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料(以下「確認資料」という。)に記載することができる。

エ 本工事の配置予定技術者が、現在他の工事に現場代理人又は、監理(主任)技術者として従事中で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他工事の後片付け期間と本工事の準備期間で、確実に本工事に配置可能な場合を除く。

オ 落札決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を解除することがある。

6 入札参加資格の有無の確認

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に、一般競争入札参加資格等確認資料を添えて、持参により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

(1) 審査申請書の提出

受付期間 平成19年5月24日(木)から平成19年6月7日(木)まで
(土曜日及び日曜日は除く。)

受付時間 9時から16時まで(12時から13時までの間は除く。)

提出先 上里町役場総務課管財契約係

提出部数 正本1部

配付された申込書等を確認・受領後、必要事項を記載・押印し、6月7日(木)16時まで持参で提出する。

(2) 確認申請書の受理

明らかに入札参加資格がないと認められるときは、確認申請書を受理しない。

(3) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、平成19年6月15日(金)までに郵送する。

入札参加資格がある旨の確認通知には、入札保証金及び契約保証金の納付について示す。

入札参加資格が無い旨の確認通知には、その理由を示す。

7 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、平成19年6月20日(水)16時まで
に上里町役場総務課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

8 設計図書等

入札参加資格を有する入札参加希望者は、次により図面、仕様書(以下「設計図書」とい
う。)の閲覧及び購入をすることができる。

- (1) 場 所 上里町役場3階 教育委員会・行政委員会室
- (2) 期 間 平成19年6月26日(火)から平成19年6月27日(水)まで
- (3) 時 間 9時から16時まで(12時から13時までの間を除く。)
- (4) 販売金額 確認通知とともに示す。

9 現場説明会

開催しない。

10 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり質問書(様式は任意)を持参又はフ
ァックスにより提出すること。

- (1) 受 付 日 平成19年6月29日(金)
- (2) 受付時間 9時から16時まで(12時から13時までの間を除く。)
- (3) 提 出 先 上里町役場総務課管財契約係
- (4) 質問に対する回答

質問に対する回答は次のとおり掲示し、合わせて参加業者にファックスにより送
付する。

掲示期間 平成19年7月3日(火)9時から16時まで

掲示場所 上里町役場総務課

11 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

入札参加資格がある旨の確認通知書を持参すること。

入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者であっても、入札時点において参加
資格がないものは、入札に参加できない。

入札に参加する者が1者であるときは、入札を執行しない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す
る額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り
捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者で

あるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 提出書類

代理人をして入札する場合は、委任状(様式自由)を提出すること。
別紙「誓約書」を提出すること。

(6) 最低制限価格

設定しない

(7) 入札回数

再度入札は、初度入札を含め2回までとする。
代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(8) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる

(9) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当っては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札したものとす。

落札とすべき同額の入札をした者が2名以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(11) その他

この入札に参加しようとする者は、この公告に示す場所に、指定された時刻までに集合すること。指定された時刻までに集合しない者は、入札に参加できない。

入札時刻に会場にいない者も同様とする。

一度提出した入札書を書換え、引換え又は撤回することはできない。

1.2 入札保証金

上里町契約規則第4条、第5条、第6条、第7条による。

1.3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札者の押印のない入札書による入札

(2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

押印された印影が明らかでない入札書による入札

(3) 入札に参加する資格のない者がした入札

(4) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入

札

- (5) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (6) 代理人で委任状を提出しないものがした入札
- (7) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (8) 2通以上の入札書を提出した者がした入札
- (9) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
- (10) 明らかに連合によると認められる入札
- (11) 虚偽の審査申請書を提出した者がした入札
- (12) その他公告に示す事項に反した者がした入札

1.4 契約の時期

上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の定めるところにより、町議会の議決に付さなければならない契約については、工事請負仮契約を締結し、町議会の議決をもって本契約とする。

1.5 契約保証金

上里町契約規則第16条、第17条による。

契約保証金の率は契約金額の100分の10以上とする。

1.6 支払い条件

- (1) 前金払い する。

上里町公共工事前金払処理要綱(平成9年上里町告示第28号)による。

(契約金額の30%以内とし、10万円未満の端数は切り捨てる。ただし、上限を3,000万円とする。)

- (2) 部分払い しない。

1.7 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書、公告書の写し(入札説明書)及び入札参加資格確認申請書等関係書類は、希望があれば次のとおり配布する。

配付書類等

特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書、公告書の写し(入札説明書)及び入札参加資格確認申請書等の提出書類の用紙

配付及び上里町ホームページ掲載、並びに申請受付日

平成19年5月24日(木)から平成19年6月7日(木)まで

(土曜日及び日曜日は除く)

配付及び申請受付時間

9時から16時まで(12時から13時までの間は除く。)

配付及び申請受付場所

上里町役場総務課

- (2) 提出された確認申請書等は返却しない。
- (3) 落札者は、入札参加資格確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。
- (4) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等及び現場等について不明を理由として、異議を申立てることはできない。
- (5) 申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止を行うことがある。

1 8 問合わせ

- (1) 問合せ先 上里町役場総務課 (児玉郡上里町大字七本木 9 8 2)
- (2) 電話番号 0 4 9 5 - 3 5 - 1 2 2 1 (代) 内線 3 2 1 1、3 2 1 2
- (3) Fax 番号 0 4 9 5 - 3 3 - 2 4 2 9